

## 開国博 Y150 収支問題の対応状況について

「開国博 Y150」収支問題について、前回常任委員会（4月22日）以降の、財団法人横浜開港150周年協会（以下、「協会」という）の対応状況等をご報告します。

### 1 博報堂 JV との特定調停について

#### （1）特定調停対象社

博報堂 JV

（博報堂、東急エージェンシー、京急アドエンタープライズ、相鉄エージェンシー、エヌエイチケイエンタープライズ、横浜アーチスト、旭広告社、神奈川新聞による共同企業体）

#### （2）申立の内容

「協会と博報堂 JV との間の債権額を確定した上、債務の支払方法を協定する。」との特定調停手続きによる調停を行うことを求める。

- ・ 平成21年度の委託契約は概算契約となっている。
- ・ 平成21年度の委託契約金額の確定にあたって、協会は博報堂 JV に対して大幅な減額を求める。

#### （3）第1回調停期日の概要

ア 平成22年5月11日（火）横浜地方裁判所

イ 当日の概要

協会及び博報堂 JV の双方から、調停委員に対し、それぞれの見解を説明しました。

ウ 今後の予定

- ・ 第2回調停期日予定 平成22年6月18日（金）
- ・ 第3回調停期日予定 平成22年7月8日（木）

#### （4）その他

（株）アサツーディ・ケイに対しての特定調停は、今後申立の予定です。

## 2 旅行代理店との民事訴訟について

### (1) (株) 日本旅行からの協会への民事訴訟について

ア 当事者

- (ア) 原告 (反訴被告) 日本旅行株式会社
- (イ) 被告 (反訴原告) 協会

イ 第1回口頭弁論期日 平成22年5月28日(金)

ウ 協会の反訴(別添反訴状のとおり)

(ア) 反訴日 平成22年4月22日(木)

(イ) 請求の趣旨(要旨)

- ① 反訴被告株式会社日本旅行は、金89,097,333円及び遅延損害金を支払え
- ② 訴訟費用は反訴被告の負担とする  
との判決及び①につき仮執行の宣言を求める

(ウ) 請求の原因(要旨)

- ① 協会と反訴被告は入場券の売買について以下のとおり約定した。(大口買取入場券に関する覚書)
  - ・ 約定日 平成20年5月30日
  - ・ 代金 2億3千4百万円(ペイメント普通大人入場券(1800円)で13万枚分)
  - ・ 代金は、買い取ったチケットの販売数の如何を問わず全額反訴原告に支払うものとする。
  - ・ 販売手数料等を代金から控除し、協会に支払う。
  - ・ 支払期日 前金 平成21年3月31日  
残金 平成21年11月16日
- ② 以上から、反訴被告は約定に従い、残額および遅延損害金を支払う義務がある。

### (2) 協会からの近畿日本ツーリスト(株)・相鉄観光(株)への民事訴訟について

ア 当事者

- (ア) 原告 協会
- (イ) 被告 近畿日本ツーリスト株式会社・相鉄観光株式会社

イ 第1回口頭弁論期日 平成22年5月26日(水)

※ 平成22年4月28日の新聞記事で、近畿日本ツーリスト株式会社が、4月27日、横浜地方裁判所に反訴状を提出した旨報道されました。(5月14日現在、協会には訴状は未送達です。)

### 3 本市に対する住民訴訟について

- (1) 事件番号 平成 22 年（行り） 第 32 号  
損害賠償請求義務付け等請求・住民訴訟事件
- (2) 原告 かながわ市民オンブズマン、よこはま市民オンブズマン
- (3) 被告 横浜市長林文子
- (4) 提訴日 平成 22 年 4 月 23 日（金）（5 月 11 日横浜地方裁判所より送達）
- (5) 係属裁判所 横浜地方裁判所
- (6) 請求の趣旨（要旨）
  - ア 被告は、前市長中田宏に対して、金 7,790,979,442 円の損害賠償請求をせよ。
  - イ 被告は、開港 150 周年記念事業に充当するために横浜市財政調整基金を取崩してはならない。
  - との判決を求める。
- (7) 請求の原因（要旨）
  - ア 協会が契約した実施業務等委託契約は、プロポーザルによる選定の際の前提条件を大幅に変更する違法な契約で、その財源としての補助金交付は違法である。
  - イ 開港 150 周年記念事業の財源として、財政調整基金を取崩すことは違法である。
- (8) 答弁書提出期限 平成 22 年 5 月 31 日（月）
- (9) 第 1 回口頭弁論期日 平成 22 年 6 月 7 日（月）午後 2 時 15 分

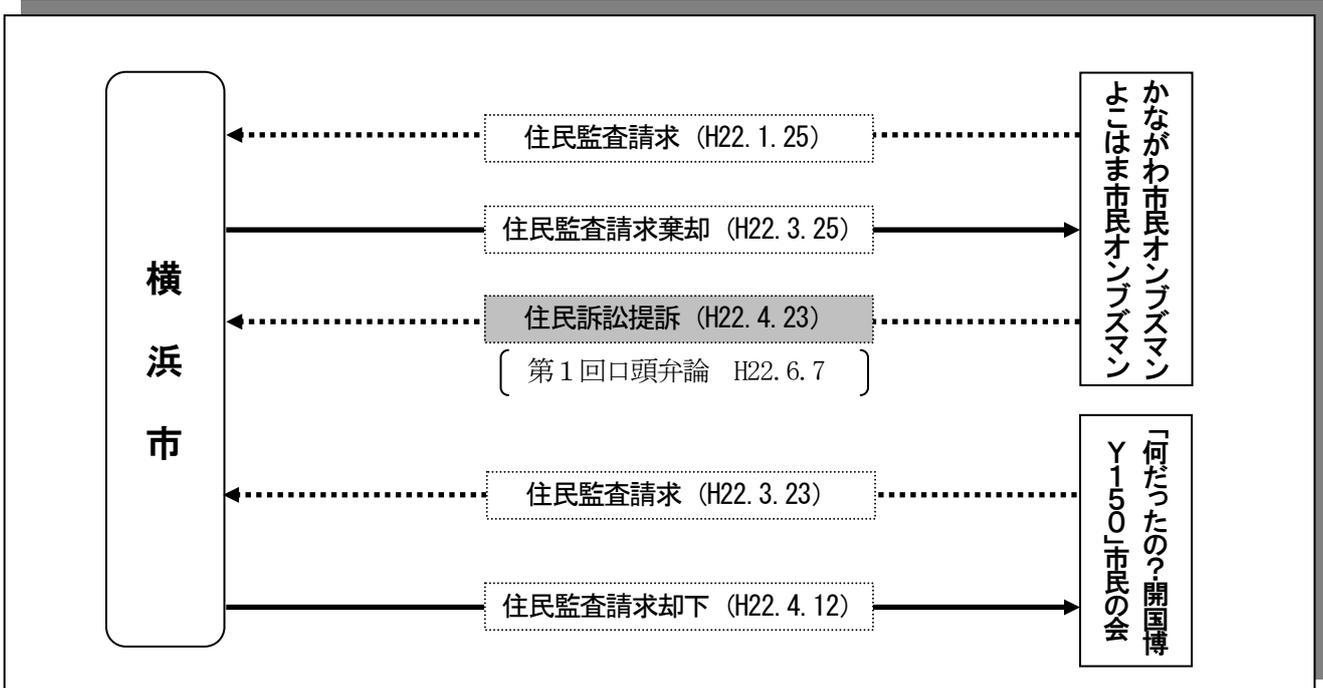
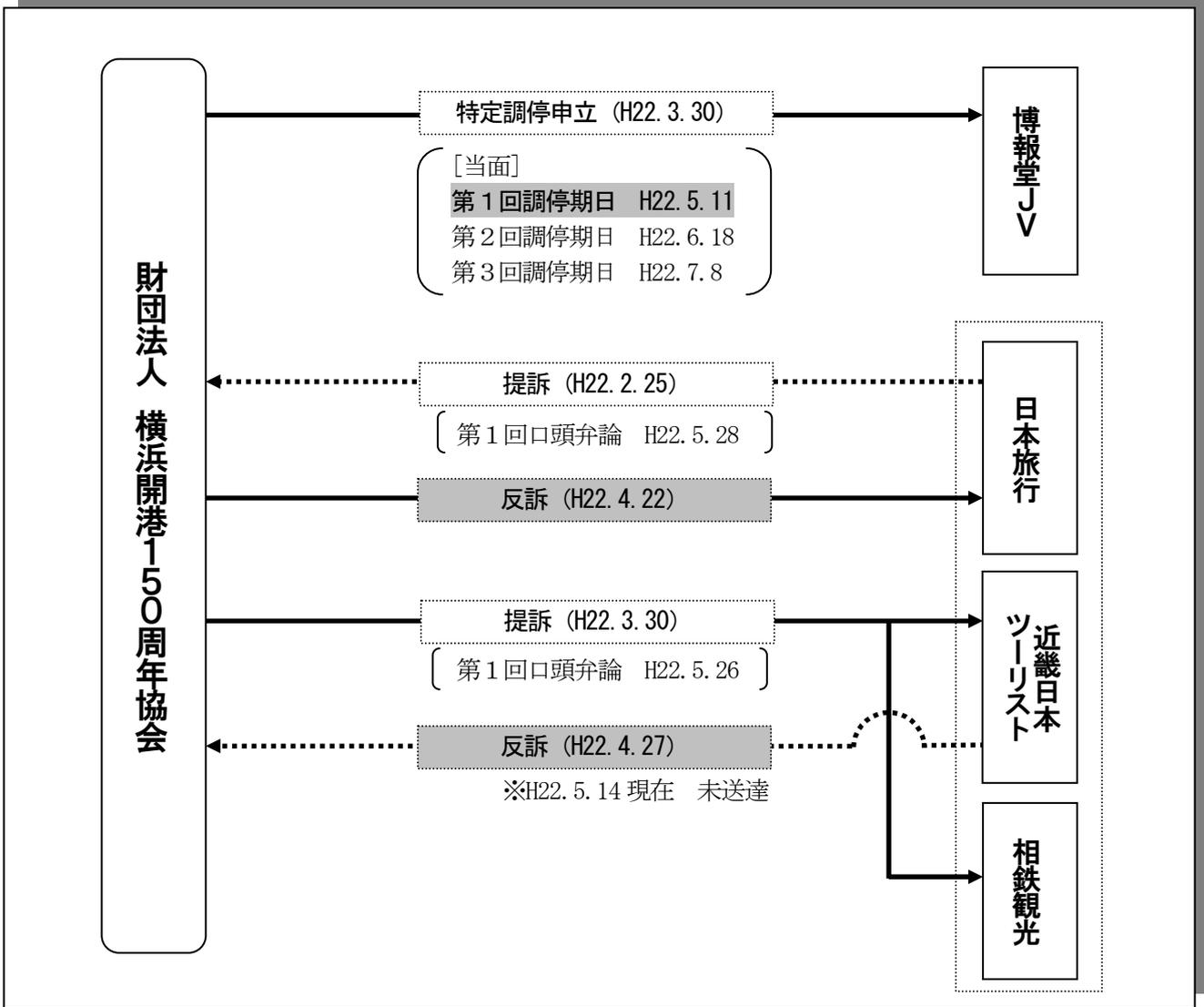
#### 【参考】住民監査結果（平成 22 年 3 月 25 日公表）

本件請求には理由がないと認める。（棄却）

- (1) プロポーザル方式とは、対象とする業務に係る「受託候補者」を選定するための方式であり、請求人の主張の前提となっている当該業務の「設計案」を選定するコンペ方式とは異なる。また、実施設計・実施業務の総事業費は、プロポーザル方式による選考時の総事業費の金額を下回っており、請求人の主張する、異なる事業規模を前提とした、当初の条件を大幅に変更する業務委託契約であったとは認められない。
- (2) 開港 150 周年記念事業の財源として財政調整基金を取崩したことが、当時の財政状況から、条例第 6 条第 1 号にある「財源が著しく不足する場合」に該当する状況であり、また、条例第 6 条第 3 号後段に定める「その他必要やむを得ない理由」に該当するとして横浜市の判断が、「著しく不合理であり、裁量権を逸脱し、又は濫用したもの」であるとはいえない。

◆ 「開国博 Y150」収支問題 法的手続の進捗状況◆

■ 網掛けの箇所が今回報告分



平成22年(ワ)第987号入場券代金返還請求事件

本訴原告(反訴被告)株式会社日本旅行

本訴被告(反訴原告)財団法人横浜開港150周年協会

反 訴 状

平成22年4月22日

横浜地方裁判所第8民事部合議係 御中

反訴原告訴訟代理人弁護士 末岡峰雄

〒 231-0001

横浜市中区新港1丁目6番地

反訴原告(本訴被告)財団法人横浜開港150周年協会

代表者 理事 佐々木謙二

〒 231-0014

横浜市中区常盤町2丁目20番地ヴェラハイツ関内804号室

末岡法律事務所(送達場所)

上記訴訟代理人 弁護士 末岡峰雄

電 話 045-662-7597

F A X 045-662-7595

〒 105-8606

東京都港区新橋2丁目20番15号

反訴被告(本訴原告)株式会社日本旅行

代表者 代表取締役 丸尾和明

入場券代金返還請求反訴事件

訴訟物の価格 金 89、097、333 円

ちょう用印紙額 金 290、000 円

#### 請 求 の 趣 旨

- 1 反訴被告株式会社日本旅行は、反訴原告に対し金 89、097、333 円及びこれに対する平成 21 年 11 月 17 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
  - 2 訴訟費用は反訴被告の負担とする。
- との判決及び 1 項につき仮執行の宣言を求める。

#### 請 求 原 因

- 1 反訴原告は、平成 21 年（2009 年）横浜開港 150 周年を迎えるにあたり、その記念事業を実施し及び支援することにより神奈川県内市町村、開国 5 ヲ国、開港 5 都市等との国際交流及び地域交流を深め、これまでの先人たちが積み上げて来た実績等を引き継ぐことで次世代の子どもたちを育成するとともに、観光施策を積極的に推進し、もって国際交流の促進及び地域の活性化に寄与することを目的とし、横浜開港 150 周年に関する事業を行うため、平成 19 年 2 月 27 日、設立された財団法人である。
- 2 反訴被告株式会社日本旅行（以下、反訴被告日本旅行という。）旅行業などを営業目的とする会社である。
- 3 反訴原告は、先に述べた横浜開港 150 周年記念事業として、ベイサイドエリア（横浜市中区新港地区）、ヒルサイドエリア

(横浜市旭区よこはま動物園ズーラシア隣接地区)を設定し、同エリアにおいて、テーマイベントを企画実施することになり、このテーマイベントの入場券(以下、チケットという。)の売買に関して反訴被告との間に下記のとおり約定(以下、本件約定という。)をした(乙1号証・2号証)。

記

(1) 約定日 平成20年5月30日

(2) 販売チケット枚数及び代金

チケット枚数 154、300枚

代金 234、000、000円

(3) その他

ア 反訴被告は、反訴原告が反訴被告に支払うべき販売手数料として、(2)の代金から13%を、反訴原告が反訴被告に支払うべき買取奨励金として1%をそれぞれ控除し、その余の金員を反訴原告に支払う。

イ チケットは、反訴被告からの請求をまってその都度交付する。

ウ チケット代金は、反訴被告が買い取ったチケットの販売数の如何を問わず、全額反訴原告に支払うものとする。

(4) 支払期日 前金 平成21年 3月31日

残金 平成21年11月16日

4 以上によれば、反訴被告の反訴原告に対する代金総額は、金201、240、000円(前項(3)アの金額を控除した額。)

である。

- 5 反訴被告は本件約定に従い、残金の支払期日である平成21年11月16日までに前項の代金総額のうち、金112、142、667円を支払ったが、下記残金89、097、333円については現在までその支払をしない（乙3号証）。
- 6 よって、反訴被告は反訴原告に対して本件約定に従い反訴請求の趣旨記載の金員を支払う義務がある。
- 7 以上の次第で反訴原告は反訴被告に請求の趣旨記載の判決を求めるため反訴を提起した次第である。

以上

#### 証 拠 方 法

- 1 乙第1号証 横浜開港150周年記念テーマイベントの大口買取入場券に関する覚書
- 2 乙第2号証 横浜開港150周年記念テーマイベント入場券委託販売契約書
- 3 乙第3号証 請求書（平成22年2月1日付）

#### 付 属 書 類

- 1 乙号証写し 各1通
- 2 訴訟委任状 1通

横浜開港 150 周年記念テーマイベント  
大口買取入場券に関する覚書

財団法人横浜開港 150 周年協会（以下「甲」という）と株式会社日本旅行（以下「乙」という）は、横浜開港 150 周年記念テーマイベント入場券（以下「入場券」という）の大口買取に関し、次のとおり覚書を締結する。

（大口買取入場券の定義）

第 1 条 甲は乙との協議に基づき、入場券販売の前売期開始の 2008 年 6 月 2 日から開催期終了の 2009 年 9 月 27 日までの間、乙のネットワークにより最大限販売可能な枚数を、購入に先立ち事前に甲に対し申告することにより確定した入場券を大口買取入場券と定めるものとする。なお、大口買取枚数のカウント方法については、前売期と開催期の合算とし、且つ、実券と発決済券の合算とする。また、ペイメント券・全期間入場券は、1 枚とカウントし、ペイメント企画・回数割引・学生団体割引各入場券については、この枚数カウントから除外するものとする。

2 会期終了までに前項で申告した大口買取担保枚数額に達しない場合は、その差額を甲に支払うものとする。

（前売第 1 期入場券の大口買取購入）

第 2 条 乙は、前売第 1 期入場券を次に掲げる内容にて大口買取購入する。但し、買取販売期間については第 1 条第 1 項に定める期間とする。

- (1) 買取担保枚数 13 万枚（ペイメント普通大人入場券相当）
- (2) 内申告実券枚数 154300 枚
- (3) 内 訳 ペイメント普通入場券

（大人 120300 枚、中人 4000 枚、小人 15000 枚、シニア 15000 枚）

2 会期終了までに前項で申告した実券買取枚数の 50% に達しない場合は、その枚数の差額を甲に支払うものとする。但し、券種については、販売マニュアルに掲載している、いずれの券種でも精算することができるものとする。

（代金の支払方法）

第 3 条 乙は、甲に対し、大口買取枚数の前金として 2009 年 3 月 31 日までに、第 2 条第 1 項で申告した大口買取枚数相当額の 50% 以上を支払う事とする。残金については、2009 年 11 月 16 日までに甲の指定する口座へ支払うものとする。また、販売手数料については、申告実券は前売第 1 期販売手数料率を適用し、申告外の実券及び発決済券は、乙が横浜開港 150 周年記念テーマイベント入場券販売管理センターと締結した「横浜開港 150 周年記念テーマイベント入場券委託販売契約書」（以下「原契約」という）及び入場券販売マニュアルに規定する販売手数料率を適用する。

なお、購入枚数は原契約 10 条に定めた販売奨励金の対象として販売総数に加算するものとし、会期終了後、販売奨励金を協会より速やかに支払うものとする。また、前金及び残金の支払いについては、既に支払済みの発決済券代金分を差し引き、精算するものとする。

(入場券の納入箇所)

第4条 甲は、乙が買取購入する入場券を、乙の指定する一箇所へ交付するものとする。

(買取の追加)

第5条 甲は乙より買取の追加の申込みがあった場合は、改めてこの覚書を締結するものとする。

2 乙は、販売期間の途中に買取の追加を申出ても、すでに販売した枚数を合算して買取奨励金を請求することはできない。

(その他)

第6条 乙は入場券の販売については、原契約の定めを遵守し、入場券販売マニュアルに従って行なうものとする。

2 本覚書の履行上に生じる損害に対する責任については、天災地変等、不可抗力による場合を除き、その帰属が明確なものは当事者の責任とし、不明確なものは甲、乙協議して定めるものとする。

3 本覚書に疑義が生じた場合並びに本覚書に定めがない場合又は別途詳細について定める必要が生じた場合には、甲・乙協議して定めるものとする。

本覚書の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

2008年5月30日

甲

神奈川県横浜市中区新港1-6-3  
財団法人横浜開港150周年記念  
会長 佐々木謙 印

乙

東京都港区新橋2丁目20番15号  
株式会社 日本旅行  
代表取締役 金井 耿 印

## 横浜開港 150 周年記念テーマイベント入場券

## 委託販売契約書

横浜開港 150 周年記念テーマイベント入場券販売管理センター（以下「甲」という。）は、財団法人横浜開港 150 周年協会より入場券販売管理・出札販売窓口の委託を受け、横浜開港 150 周年記念テーマイベント入場券（以下「入場券」という。）の販売について株式会社日本旅行（以下「乙」という。）と、次のとおり契約を締結する。

なお、入場引換券（観光券、システム券、イベント券等）の取扱いについては別途覚書を締結するものとする。

## （総則）

第 1 条 甲は、横浜開港 150 周年記念テーマイベント入場券の販売業務（以下「販売業務」という。）を乙に委託し、乙は販売代理店として、受託した販売業務を誠実に履行する。

## （委託期間）

第 2 条 販売業務の委託期間は、本契約締結の日から最終の販売業務・販売報告・精算等甲乙間すべての業務が完了する 2009 年 11 月 30 日までとする。

## （販売期間）

第 3 条 入場券の販売期間は次のとおりとする。

- (1) 前売第 1 期 2008 年 6 月 2 日から 2008 年 11 月 30 日まで
- (2) 前売第 2 期 2008 年 12 月 1 日から 2009 年 4 月 27 日まで
- (3) 開催期 2009 年 4 月 28 日から 2009 年 9 月 27 日まで

なお、ヒルサイド会場の開催期間は、2009 年 7 月 4 日から 9 月 27 日までとする。

## （入場券の交付）

第 4 条 甲は、2008 年 5 月 19 日以降、乙の求めに応じて乙の販売業務に必要な入場券及び印刷物等を交付する。

## （入場券の種類及び販売価格）

第 5 条 甲が乙に販売を委託する入場券の種類、区分及び入場料金は別表のとおりとし、乙が取扱うことができる券種については、甲乙が協議の上、別表にて取扱可否を定めることとする。

2 区分の適用範囲は、下記のとおりとする。

大人：満 18 歳以上 65 歳未満。中人：満 15 歳以上 18 歳未満。

小人：満 06 歳以上 15 歳未満。シニア：満 65 歳以上に適用。

3 年齢区分は 2009 年 4 月 1 日現在の満年齢を適用する。

シニアの適用範囲については、開催期間中に満 65 歳以上となる方とする。

4 その他の適用や条件については、甲が別途作成する「入場券販売マニュアル」に基づくこととする。

## （販売業務の再委託）

第 6 条 乙は、販売拡大を図るため、販売業務を再委託する事ができる。再委託とは資本関係のある会社、又はすでに確立している提携販売網であることと定義し、乙は事前に甲に再委託先の申請をし、甲の承認を得なければならない。

2 乙は、その再委託先が販売業務に関し故意または過失により甲に損害を与えた場合、甲に対する一切の責任を連帯して負うものとする。

(入場券の払戻し)

第7条 乙は、一旦、販売した入場券を払い戻すことはできない。但し、天災地変等の不測の事態が発生し、甲がこれを認めた場合はこの限りではない。

(販売手数料)

第8条 甲は乙に対し、次に掲げる区分により定めた手数料を支払うものとする。

- (1) 前売第1期の期間中に販売した入場券 販売額の13%を乗じた額
  - (2) 前売第2期の期間中に販売した入場券 販売額の10%を乗じた額
  - (3) 開催期間中に販売した入場券 販売額の7%を乗じた額
- 2 前項の販売手数料の支払いは、乙が、甲から購入する入場券の券面額より前項の手数を差し引いた額を支払うことにより精算する。
- 3 前項の販売手数料の算出において、1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 出札窓口における購入については、無手数料とする。

(買取奨励金)

第9条 甲は乙が前売期間中に入場券を買取の場合、次に掲げる区分により定めた買取奨励金を支払うものとする。

入場券の販売総数		買取奨励金料率
3,000枚以上～	10,000枚未満	販売額の0.25%に相当する額
10,000枚以上～	30,000枚未満	販売額の0.5%に相当する額
30,000枚以上～	100,000枚未満	販売額の0.75%に相当する額
100,000枚以上～	200,000枚未満	販売額の1.0%に相当する額
200,000枚以上～	300,000枚未満	販売額の1.5%に相当する額
300,000枚以上～	400,000枚未満	販売額の2.0%に相当する額
400,000枚以上～	500,000枚未満	販売額の2.5%に相当する額
500,000枚以上～		以後10万枚毎に0.5%追加

- 2 買取の計算方は1回ごとの枚数に対して算出するものとし、複数回の買取額の合算は行わない。
- 3 第1項の買取奨励金の算出において、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(販売奨励金)

第10条 甲は、乙が販売期間中において、全券種合わせて3,000枚以上を販売した場合、累積枚数に応じて、次の区分による販売奨励金を販売期間終了後速やかに支払うものとする。

入場券の販売総数		販売奨励金料率
3,000枚以上～	10,000枚未満	販売額の0.5%に相当する額
10,000枚以上～	30,000枚未満	販売額の1.0%に相当する額
30,000枚以上～	100,000枚未満	販売額の1.5%に相当する額
100,000枚以上～	200,000枚未満	販売額の2.0%に相当する額
200,000枚以上～	300,000枚未満	販売額の3.0%に相当する額
300,000枚以上～	400,000枚未満	販売額の4.0%に相当する額
400,000枚以上～	500,000枚未満	販売額の5.0%に相当する額
500,000枚以上		以後10万枚毎に1.0%追加

- 2 前項の販売奨励金の算出において、1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 販売奨励金は、第9条の買取枚数を合算することができるものとする。

(販売報告及び代金納入)

第11条 乙は、入場券の販売実績を甲に報告するとともに、甲の指定する金融機関に販売代金を納入するものとする。

- 2 前項の販売実績報告は、1ヶ月単位で集計し、当該月の翌月10日までに行うものとする。

- 3 第1項の販売代金の納入は、当該月の翌月25日までとし、当該日が金融機関の休日にあたる場合はその翌営業日とする。
- 4 振込手数料は乙の負担とする。

(入場券の保管責任)

- 第12条 乙は、甲から受託した入場券の保管について「善良なる管理者の注意義務」を負うものとし、盗難、汚損、紛失等の恐れがないよう出納、保管するものとする。
- 2 乙は、入場券の盗難等により、被害を受けた場合は、甲に速やかに報告するものとする。

(損害賠償)

- 第13条 乙は、受託した販売業務の遂行にあたり、乙の故意または過失により甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負わなければならない。
- 2 前条第2項により、甲が損害を受けた場合は、甲の定める損害相当額を、全額甲に支払わなければならない。

(権利・義務の譲渡禁止)

- 第14条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第6条に規定する場合を除き、第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。但し、書面により甲の承諾を受けたときは、この限りではない。

(入場券の返納)

- 第15条 乙は、会期終了後速やかに入場券返納目録を作成、添付の上、入場券を甲に返納する。
- 2 未販売入場券の返納は、2009年10月30日までに完了するものとする。

(業務監査等)

- 第16条 甲は、本契約による委託業務に関し、適宜、乙に対して指示を与え若しくは資料等の提出又は報告を求めることができる。

(委託契約の変更等)

- 第17条 甲又は乙が、第2条に規定する委託期間中に本契約の内容を変更する必要がある場合は、相互に協議の上、契約の内容を変更若しくは打ち切ることができる。

(契約の解除)

- 第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。
- (1) 乙の責に帰する事由により、第11条に規定する納入期限までに入場券販売代金を甲の指定する口座に振り込むことができないとき。
  - (2) 正当な理由なくして販売業務に着手しないとき。
  - (3) 契約に違反、若しくは「入場券販売マニュアル」に定める事項に違反し、契約の目的を達成することができないと認められるとき。
  - (4) 前項によるほか必要がある場合は本契約を解除することができる。
- 2 乙は、甲が本契約に違反し、その違反により販売業務を遂行することが不可能になったときは、この契約を解除することができる。
  - 3 前各号の規定により甲又は乙が本契約を解除する場合は、10日前までに文書をもって相手方に通知するものとする。
  - 4 甲又は乙が本契約を解除した場合は、それぞれ相手方に対し損害を請求することができる。但し、天災地変等の不可抗力による場合はこの限りではない。
  - 5 第2条に規定する委託期間終了前に本契約が解除された場合、乙は、直ちに販売報告及び販売代金の精

算を行うとともに、未販売入場券を甲の指定する期間内に入場券返納目録を添付の上、甲に返却するものとする。

(協議事項)

第19条 本契約に定めがない場合並びに疑義が生じた場合又は別途詳細について定める必要が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第20条 本契約から生じる一切の紛争については、横浜地方裁判所を専属的合意・管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

2008年5月30日

甲 神奈川県横浜市中区新港1-6-3  
横浜開港150周年記念テーマイベント  
入場券販売管理センター  
センター長 栗田

乙 東京都港区新橋2丁目20番15号  
株式会社日本銀行  
代表取締役 金井 耿

平成22年2月1日

株式会社日本旅行  
代表取締役社長 丸尾 和明 様

財団法人横浜開港150周年協会  
会長 佐々木 謙二

乙第  
三  
号証

## 請 求 書

貴社と当財団との間で2008年5月30日付で締結しました「横浜開港150周年記念テーマイベント大口買取入場券に関する覚書」第3条に基づき、以下の代金につきまして、現在までお支払をいただいております。

つきましては、速やかに、下記振込先までご入金されるよう請求します。

なお、お支払いただけない場合は、法律上の手続きをとりますので、念のため申し添えます。

### 1 請求金額

¥89,097,333.-

※ 平成21年10月28日付請求書分、平成21年12月3日付請求分  
及び平成21年12月3日付請求分

### 2 振込先

横浜開港150周年記念テーマイベント入場券販売管理センターの業務が終了しておりますので、次の口座に振込をお願いします。

横浜銀行 本店営業部

普通預金口座 1782397

口座名 財団法人横浜開港150周年協会 会長 佐々木 謙二

副 本

訴 状

2010 (平成22) 年4月23日

原告訴訟代理人

弁護士 大川 隆 司 ほか

横浜地方裁判所 御中

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求義務付け等請求・住民訴訟事件

訴訟物の価格 金 3,200,000円

貼用印紙額 金 21,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は中田宏に対して、金7,790,979,442円の損害賠償請求をせよ。
- 2 被告は、開港150周年記念事業に充当するために横浜市財政調整基金を取り崩してはならない。

との判決を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 事案の概要

本件は、

- ① 横浜市の前市長中田宏が、横浜市の「開港150周年イベント」(通称「開国博Y150」)の実施主体である財団法人横浜開港150周年協会に対し、平成21年4月1日付で、公益上の必要性を欠く違法な補助金交付決定(平成21年度分。金額は32億6,731万8,000円)をし、
- ② また、同協会に対する平成20年度分補助金および横浜市が直接実施する「記念式典」の準備費用等の原資に充当するため、平成21年5月31日(平成20年度出納閉鎖期日)付で、根拠条例の規定に反し横浜市財政調整基金の取崩し(平成20年度分。金額は45億2,366万1442円)をしたことによって、  
地方自治法138条の2所定の執行機関の誠実執行義務に違反して、横浜市に与えた損害(上記合計金77億9,097万9,442円)の補填賠償を、同人に対し現市長の責任において請求すること(以上、請求の趣旨第1項関係)、  
および
- ③ 同協会に対する平成21年度補助金および横浜市が直接実施する記念式典の費用等の原資に充当するため、平成22年5月31日(平成21年度出納閉鎖期日)付で予定されている、横浜市財政調整基金の取崩し(平成21年度分。予定金額は42億0,600万円)を現市長が行わないこと(以上、請求の趣旨第2項関係)を、求める住民訴訟である。

### 2 当事者

- (1) 原告らは、肩書地に事務所を置き、「かながわ市民オンブズマン」は神奈川県  
の住民を、「よこはま市民オンブズマン」は横浜市の住民を、それぞれの構  
成員として、地方公共団体等の不正、不当な行為等を監視・是正することを目

的とし、そのために必要な活動を行うことを事業内容とする、権利能力なき社団である。

(2) 被告は、横浜市の執行機関である現在の市長であり、請求の趣旨第1項に表示された中田宏は、平成14年4月8日から平成21年8月17日まで横浜市長の地位にあった者である。

### 3 横浜の「開港150周年」記念事業の実施

(1) 2009（平成21）年は、1859（安政6）年の横浜開港から150年目の節目の年に当たるとして、横浜市は2006（平成18）年6月2日「横浜開港150周年～市政120周年～基本計画」を策定し、その記念事業の一環として、「開港150周年イベント」および「開港150周年記念式典」の開催を予定した。

記念イベント（のちに「開国博Y150」と呼称される）の実施主体として、07（平成19）年2月27日に、財団法人横浜開港150周年協会（以下「協会」という）が設立された。

(2) 「開国博Y150」は、ベイサイドエリア（09年4月28日～9月27日）およびヒルサイドエリア（同年7月4日～9月27日）の2会場を中心として開催され、この有料2会場の入場者数は、

ベイサイド	1,113,403人
ヒルサイド	125,922人
合計	1,239,325人

と発表されている（無料会場を含めた入場者数の「累計」は7,166,300人とも発表されているが、その算出根拠は不明である）。

123万人という有料入場者数は、予定した500万人のわずか4分の1で

ある。しかもこの中には、教育委員会が市立小・中・高校の児童生徒・教職員を総動員したことにより確保された216,167人が含まれている。

- (3) 協会を実施主体とする「Y150」とは別に、平成21年5月31日に横浜市自身が直接実施して、「横浜開港150周年記念式典」がパシフィコ横浜国立大ホールにおいて開催されたが、参加者総数は3,478人（うち横浜市民は1,788人）にとどまった。

#### 4 記念式典等に関する公金の支出

- (1) 07～09年度の3年間における協会の総事業支出は約156億円にのぼる。

このうち約82億円は横浜市からの補助金によって賄われた。

(内訳)

年度	協会総事業費 (千円)	市からの補助金 (千円)	補助金交付決定日
07	834,189	806,515	07.4.2
08	5,841,404	4,122,167	08.4.1
09	(予算) 8,947,781	3,267,318	09.4.1
計	15,623,374	8,196,000	

- (2) 記念式典など市自身が直接実施する事業に支出された費用は、3年間で合計約16億円に達した。その年度別内訳（予算ベース）はつぎのとおりである。

(内訳)

年度	市実施分 事業費 (千円)
07	238,405
08	307,700
09	1,038,682
計	1,584,787

(3) 前2項の各公金支出の原資は、07年度、08年度とも横浜市財政調整基金を取崩すことによって調達された。09年度についても出納閉鎖期日(本年5月31日)付で同様の方法により調達される予定である。各年度の取崩額の内訳は以下のとおりである。

(内訳)

年度	取崩日	取崩額 (円)
07	08.5.31	1,058,512,630
08	09.5.31	4,523,661,442
09	10.5.31 (予定)	4,306,000,000
計		9,888,174,072

なお、財政調整基金の取崩は、広義の150周年事業に含まれる象の鼻地区再整備事業の費用に充当するためにもなされている(07年度・08年度計955,705,241円)が、この金額は上記の取崩額には含まれておらず、本件訴訟の対象外である。

(4) 横浜市自身が1958(昭和33)年に実施した「開港百年祭行事」は、「市史Ⅱ」によれば、同年5月10日～6月3日の期間(32日間)のうちに、「記念式典」、「国際仮装行列」、「三溪園竣工式」などが行なわれ、5月10日平和球場で開催された記念式典の参加者は4万人、翌日の仮装行列の見物人は70万人であった(ちなみに当時の横浜市の総人口は約289万人であった)。この行事に要した費用は2,400万円(うち市の負担分1,200万円)であったと記録されている。この50年間の物価の上昇率を10倍と仮定しても、横浜市の100年祭は今日の水準の1億2,000万円程度の負担で賄われたのであった。

- (5) 結局「開国博Y150」は、「民が主役の開港150周年記念事業」というふれこみとは裏腹に、協会から(株)博報堂などの民間イベント業者に実施業務が「丸投げ」され、しかも法外な委託料に見合わない、貧弱な内容のパフォーマンスが市民の反感や齟齬を買ったのであった。

## 5 補助金交付決定の違法性

- (1) 地方自治法232条の2は、

「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と規定し、これを受けて

横浜市補助金等の交付に関する規則3条は、

「市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」

と規定している。

補助金が、補助事業者(=協会)の違法な契約を履行するために用いられることは、これらの法令が要請する「公益性」、「公正性」に反する。

- (2) 協会は、「公募型プロポーザル方式」により、「ベイサイドエリア」と「ヒルサイドエリア」の各会場ごとに、実施設計策定業務の受注業者を選定し、平成19年10月1日付で、

ベイサイドエリアについては 訴外(株)博報堂と

ヒルサイドエリアについては 訴外(株)アサツーディ・ケイとの間に、それぞれ実施設計策定業務委託契約を締結した。

各委託契約に付された「基本条件」は、「総事業費」を

ベイサイドエリアについては 50～70億円程度

ヒルサイドエリアについては 25億円程度 とし、

また、「主催者負担」は、

ベイサイドエリアについては 20億円程度

ヒルサイドエリアについては 10億円程度

とするものであった（これらの「基本条件」は、契約締結に先立って実施された公募型プロポーザルの前提条件でもあった）。

上記「総事業費」の範囲には、狭義のイベント企画だけでなく、来場者サービスや交通輸送、警備、清掃など、文字どおりすべての業務が含まれることも、各委託契約書に明記されている。実際の実施業務委託契約が上記総事業費および主催者負担の範囲内で締結されていれば、市の補助金も、主催者負担の範囲内に収まる筈であった。

(3) しかし、実際に協会が支出した総事業費は前述のとおり約157億円にふくれあがった。総事業費のうち、外部に対する実施業務委託契約のうち主要なもの16件の合計額は約136億円、このうち、訴外(株)博報堂が受注した実施業務委託契約（平成20年、21年度計）が61億0,930万円、訴外(株)アサツーデイ・ケイが受注した実施業務委託契約（同上）が16億5,299万円であった。

(4) コンペ、ないしプロポーザルの主催者が条件を提示して参加者にその条件に合致する事業計画を提案させ、応募者の中から最も優れた提案をした者に当該事業を実施させようとする場合、民法の懸賞広告の規定（529条以下）の趣旨に照らし「原則として当選者決定後にコンペ要項と異なって定めるようなことがあってはならない」こと、これが例外的に許容されるのは、「応募時点では予想できない事情」の発生などのやむを得ない理由を要する。

このことは「MM21クィーンズ・スクエア敷地貸付事件」に関する横浜地裁H14.6.19判決（判例地方自治 257号100頁）の示すところであ

る。

- (5) 横浜市は、プロポーザルの前提条件としての「総事業費」の概念を無視し、イベント実施業務のうち、(株)博報堂と(株)アサツーデー・ケイの受注額の合計額が、「総事業費」として示された「75～95億円程度」の範囲内に収まっているから基本条件は維持されている、と問題をすりかえる強弁をしている。

## 6 財政調整基金取崩しの違法性

- (1) 横浜市財政調整基金は「横浜市の財政の健全な運営に資するため」に設けられた(同基金条例第1条)ものであって、これを処分する(取崩す)ための要件は、同条例第6条において厳格に規定されている。すなわち、
- 「① 経済事情の変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき
  - ② 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき
  - ③ 緊急に実施することが必要になった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき
  - ④ 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき
  - ⑤ 市債の償還額が、他の年度に比して多額となる年度において、その償還財源に乏しいとき
  - ⑥ 償還期限を繰り上げて行う市債の財源に充てるとき」

のいずれかに該当する場合でないのに、基金の取崩しをすることは違法となる。

- (2) 市財政調整基金条例の上記規定は、地方財政法4条の4の文言とほぼ同一であるが、同条第3号(本条例6条3号に相当)の立法趣旨について判例は、

『その他必要やむを得ない理由により生じた経費』とは、支出をしようとする事業の種類を特に限定するものではないが、前段にいう『緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業』と同等の緊急性と必要性が認められる場合でなければならない」としている。(津地裁 H9.7.17判決 名古屋高裁H11.1.28判決, 判例地方自治207号)

この事案においては、町が三セクに9億円余の追加出資をしなければ三セクが倒産し、13億超の損失補償債務の履行を町が余儀なくされるおそれが強い、という事情が考慮され、出資金の一部3億円余を財政調整基金の取崩しによって調達することの適法性が認められた。同様の判例として、秋田地裁H3.3.22判決(判例時報1427号46頁)がある。

- (3) 150周年記念イベントを補助するために行う基金の取崩しは、条例6条3号はもとより、他の各号所定要件のいずれにも該当しない違法なものである。

## 7 監査請求の経由

(1) 前横浜市長中田宏は、第4項(1)で指摘した07~09各年度の補助金交付決定、および同項(3)で指摘した07年度分と08年度分の基金の違法な取崩しについて横浜市に対する損害賠償責任を負う。このうち07、08両年度の補助金交付決定と07年度分の基金取崩しについては、各財務会計行為の日から1年以上が経過したため、監査請求および住民訴訟の対象から除外せざるを得ないが、現市長は過去の違法な公金支出を是正し、将来の違法な公金支出を避けるため、

- ① 前市長中田宏に対し、09年度分補助金3,267,318,000円と08年分取崩額4,523,661,442円(合計7,790,979,442円)に相当する市の損害を補填させ、その回収額を基金に積み戻すべきであり、

かつ、

② 本年5月31日（出納閉鎖日）に予定されている09年度分の基金取崩しを中止すべきである。

(2) 原告らは、(1)の趣旨により横浜市監査委員に対し、本年1月25日付で住民監査請求を申立てたが、同監査委員は3月24日付で「本件監査請求には理由がない」とする決定をし、翌25日監査結果通知を受領した。

以上の次第により、原告らは地方自治法第242条の2、第1項4号および同項1号に基づき、請求の趣旨記載の判決を求めて本訴に及んだ。

以上

### 第3 立証方法

甲第1号証の1, 2 監査結果通知書

以上のほか、口頭弁論期日において必要に応じ提出する。

### 第4 添付書類

1. 甲1号証の1, 2 写各1通

1. 資格証明書 2通

1. 訴訟委任状 2通

## 当事者目録

〒231-0012 横浜市中区相生町1-18光南ビル6階

原告 かながわ市民オンブズマン

代表幹事 大川 隆 司

同 小 沢 弘 子

同 佐 藤 満喜子

同 大 津 八 郎

〒231-0012 横浜市中区相生町1-18光南ビル6階

原告 よこはま市民オンブズマン

代表幹事 森 田 明

同 阪 田 勝 彦

同 岸 根 正 次

同 間 瀬 辰 男

(送達場所)

〒231-0012 横浜市中区相生町1-18光南ビル6階

原告訴訟代理人

弁護士 大川 隆 司

電話 045-664-7818

FAX 045-664-7822

〒231-0007 横浜市中区弁天通2-28-1ライオンズマンション関内1002

同 弁護士 小沢 弘子

〒231-0005 横浜市中区本町3-30-7 横浜平和ビル6階602号

協同法律事務所

同 弁護士 森田 明

〒231-0021 横浜市中区日本大通17 JPR横浜日本大通ビル8階

横浜合同法律事務所

同 弁護士 阪田 勝彦

〒210-8544 川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子ビル7階

川崎合同法律事務所

同 弁護士 篠原 義仁

同 弁護士 渡辺 登代美

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

被告 横浜市<sup>長</sup>

~~代表者市長~~

林 文子

カ入一字  
カ入一字

副 本

第 1 号証の /

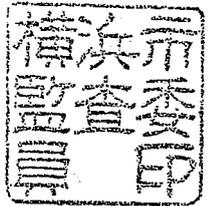
監 監 第 996 号

平成22年 3月24日

かながわ市民オンブズマン

代表幹事 大川 隆 司 様  
同 小 沢 弘 子 様  
同 佐 藤 満 喜 子 様  
同 大 津 八 郎 様

横浜市監査委員 川 内 克 忠  
同 山 口 俊 明  
同 尾 立 孝 司  
同 伊 波 洋 之 助  
同 加 藤 広 人



住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

（平成22年 1月25日受付第160号）

標記について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査を行いましたので、次のとおり結果を通知します。

※ 監査結果に不服がある場合は、地方自治法第242条の2の規定に基づき、住民訴訟を提起することができます。

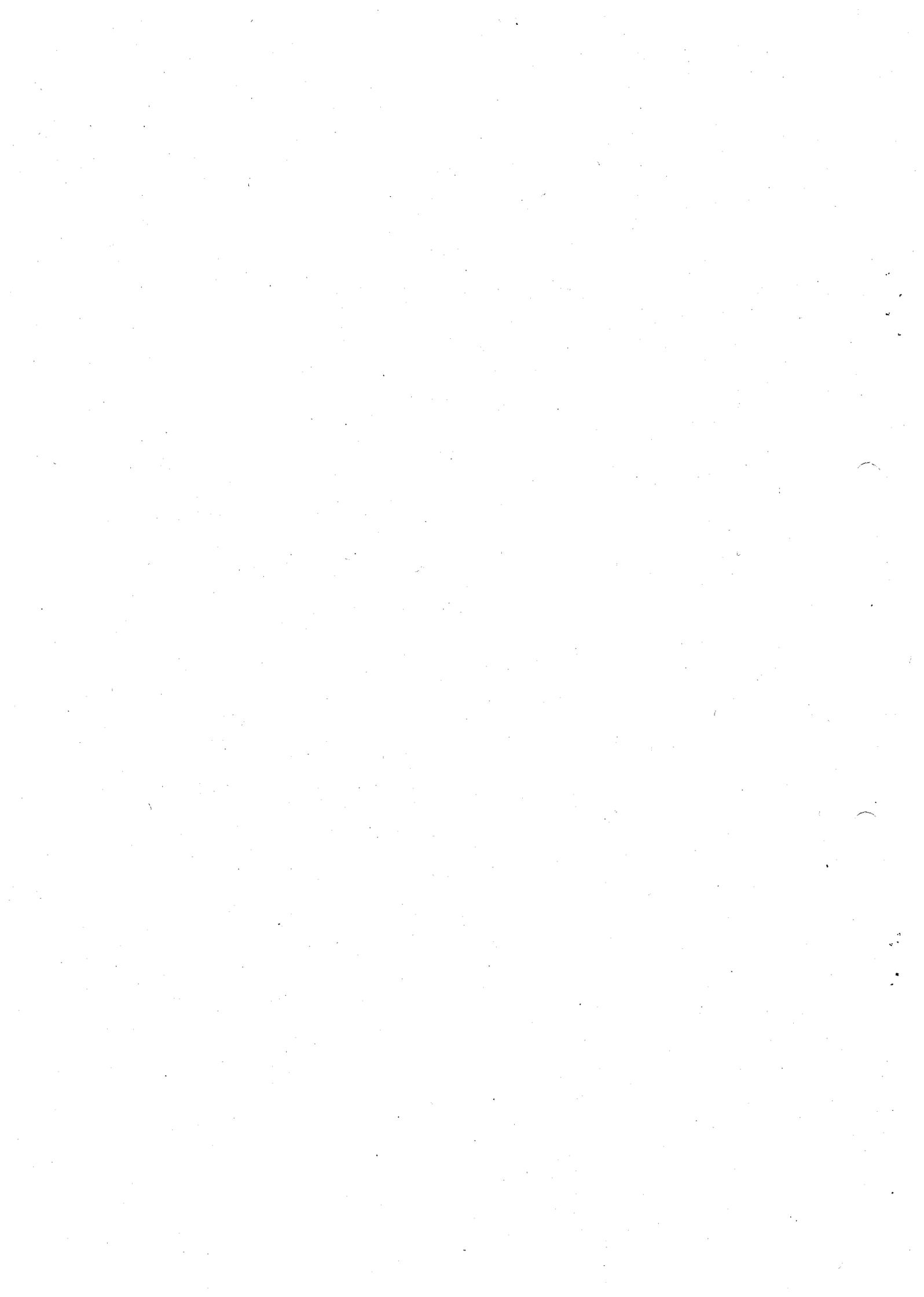
事務局

横浜市監査事務局調整部

監査課 滝本、矢戸

電話 045-671-3361

ファクス 045-664-2944



## 第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定しました。

本件請求には理由がないと認めます。

## 第2 請求の内容

### 1 請求人

中区 かながわ市民オンブズマン

中区 よこはま市民オンブズマン

### 2 請求書の提出日

平成22年1月25日

### 3 証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年2月19日に請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は証拠を提出するとともに陳述を行いました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、開港150周年・創造都市事業本部及び行政運営調整局職員が立ち会いました。

### 4 請求・陳述の要旨

#### (1) 請求する勧告の内容

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、横浜市監査委員が横浜市長に対し、以下の事項を勧告することを求める。

ア 横浜市長は、平成21年度において、横浜開港150周年記念事業（以下「記念事業」という。）に充当するために横浜市財政調整基金を取崩してはならない。

イ 横浜市長は、前市長中田宏に対して、平成21年度分補助金3,267,318,000円及び平成20年度に取り崩された同基金4,523,661,442円を合計した7,790,979,442円の損害賠償請求をせよ。

#### (2) 請求の対象行為

ア 平成21年度に、横浜市から財団法人横浜開港150周年協会（以下「協会」という。）に対して交付決定された補助金3,267,318,000円。

なお、協会に対して行った補助金交付決定は、平成19年度から平成21年度までの3年度にわたっているが、平成19年度及び平成20年度については監査請求期間を経過しているため、対象から除外する。

イ 記念事業に充当するための横浜市財政調整基金の取崩し

(ア) 平成20年度に取り崩された4,523,661,442円

(イ) 平成21年度末に取り崩しが予定されている4,306,000,000円

なお、平成19年度にも同基金が取り崩されているが、監査請求期間を経過しているため、対象から除外する。

(2) 対象行為が違法である理由

ア 補助金交付決定

当該補助金交付決定は地方自治法の要件を満たしていない、また、地方自治法を受けた「横浜市補助金等の交付に関する規則」（平成17年横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に合致していない。

いわゆる補助金の交付に当たっては、公益上の必要がなければならない。公益上の必要という場合、要するに社会的に有用であるということだけではなく、法的に適法であると、有用性と適法性ということを両方備えていなければいけない。違法な事業を助成するために補助金を交付するということは、その事業が仮にどのような有用性を持っていようとも、それは法的には許されない。

協会は、横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」（以下「開国博Y150」という。）の実施に伴う委託契約について、記念テーマイベントベイサイドエリア及びヒルサイドエリア、それぞれ2本立てでイベント業者との間の契約を3段階で結んでおり、第1段階としては、実施設計策定業務を、プロポーザル方式で契約の相手方を選定し、その業者を特定して随意契約の方式で実施業務を委託している。

問題は、実施設計をコンペ、プロポーザルという方式で競争の結果業者を選定させる、その前提条件と、2年度目、3年度目の実施業務のボリューム、規模というのは全く違っている、そこが単に不当だというだけではなく、違法の評価を受けることになる。

横浜地裁の平成14年6月19日の判決によると、コンペにより決定した契約内容は、もとのコンペで決まっている条件を勝手に変えてはいけないのであり、変える場合には、やはりそれなりの特殊な状況がなくてはならない、いわゆる事情変更の原則の要件に当たることが必要であるということを明示している。

当該判決と全く同じことが今回の開国博Y150についての業務委託契約について

言える。プロポーザル段階の前提条件では、ベイサイドステージについては、総事業費は50億円ないし70億円程度、うち主催者負担金は20億円程度。ヒルサイドステージについては、総事業費が25億円程度、うち主催者負担金は10億円程度という前提でプロポーザルを公募した結果、博報堂を管理者とするJ V、あるいはアサツーディ・ケイという会社が受託者になったが、実際には、このときのプロポーザルの前提条件と全く異なる内容の事業が実施された。

公募条件によると、総事業費が少なければ75億円、多くても95億円ということにとどまるはずだが、これが実に156億円とか157億円という数字に膨れ上がっている。

また、主催者負担金は全額横浜市が補助するという前提に立ったとしても、主催者負担金というのは、合計30億円程度という前提で企画を立てさせた。ところが、実際に展開された事業では、これが82億円、協賛金とか入場料に依存しない主催者負担金が82億円という内容で実施されている。

横浜地裁の判決の考え方に従えば、最初に設定した競争条件と異なる実際の業務を競争の合格者、当選者との間で勝手に大幅に変更して決めるということは、違法だという評価を受けなければならない。

違法な行為をしたのは協会であるが、協会の違法な契約締結行為、これをいわば支える、助長するために補助金を交付するというのも地方自治法なり、補助金規則の公益性原則、あるいは公正性原則に反するということになる。

しかも、総事業費が大幅に拡大するのと裏腹に、企画内容が貧弱化していった、こういう二重の意味で補助事業の効率性の低下という問題が指摘できる。

#### イ 企画内容の貧弱化について

特に有料入場者数が目標に到達しなかったということが大変大きな問題となっていることと大きな関係のあるベイサイドエリアについて検証すると、協会が設立される前に横浜市自身が行ったコンペと合わせて、博報堂J Vとは、4回の契約が行われている。

その際の文書などから企画内容の変遷がうかがわれるところが随所であり、当初博報堂が出したのものとは相当違うものになったということは明らかである。その結果、有料入場者数が目標に全く到達しなかったことに直結したといえる。この点は、行政が巨額の補助金を出した本来の政策目的を大きく損ねている。

協会と博報堂JVとの契約について、プロポーザル時に出された提案内容は、単なる提案であって契約ではないというふうには言えず、博報堂側には提案内容を遵守する義務というのがあった。途中で明らかに提案内容と違うことが起きているということを協会側も十分に認識しており、遵守義務違反や契約不履行が明らかであった以上、協会は博報堂JVに対して契約解消、あるいはそれを含んだ交渉というのをしなければいけなかったにもかかわらず、それを行わずに莫大な損失を招いた。

#### ウ 補助金規則違反について

協会は横浜市の補助金を受けて補助事業を行っている補助事業者であり、補助金規則第11条の規定に照らして補助事業者としての適格性に疑問が抱かれる。

協会に対して補助金を支出し続けてきた横浜市の問題としては、補助金交付対象の中心であるイベント内容について、問題が生じていたにもかかわらず、第12条に関して補助事業者等から報告を求める必要のある事態であったと思われ、第13条でそれに対する指示も必要とされている。

そして、第17条で定めている補助金の交付時期について、「市長が補助金等の交付の目的を達するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全額又は一部を交付することができる。」とのただし書きがあるが、特にということではなければならないのに、今回協会に対しては、全額前金で交付されている。

特に平成21年度の協会との契約は、概算契約であり、どうしても先にお金を払わなければいけないので、補助金が先に必要だというケースに当たらないので、平成21年度に関して言えば、何重にも違法ではないかと思われる。

#### エ 開国博Y150の入場者数

「開国博Y150」は、ベイサイドエリア及びヒルサイドエリアの2会場を中心として開催され、この有料2会場の入場者数は、

ベイサイド	1,113,403人
ヒルサイド	125,922人
合計	1,239,325人

と発表されている（無料会場を含めた入場者数の「累計」は7,166,300人とも発表されているが、その算出根拠は不明である）。

123万人という有料入場者数は、予定した「500万人」のわずか4分の1である。しかもこの中には、横浜市教育委員会が市立小・中・高校の児童生徒・教職員を総動員したことにより確保された216,167人が含まれている。

#### オ 横浜市財政調整基金の取崩し

横浜市の財政の健全な運営に資するために「横浜市財政調整基金条例」（昭和54年横浜市条例第24号。以下「財政調整基金条例」という。）第1条に基づき設けられた横浜市財政調整基金（以下「財政調整基金」という。）を処分する（取崩す）ための要件は、同条例第6条において厳格に規定されており、この規定のいずれかに該当する場合でないのに取崩しをすることは違法となるが、開港150周年記念イベントのための支出はいずれにも該当しない。

ちなみに横浜市は地方債残高が普通会計分だけで2兆4,332億円もあるのに対し、その返済に充当することが可能な基金を、そのわずか3%（769億円）程度しか有していない（平成20年3月31日現在）。

これは全国の政令市の中でも最低のレベルである。

財政調整基金条例の規定は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の4第3号の文言と同一であるが、その立法趣旨について判例は、「「その他やむを得ない理由により生じた経費」とは、支出をしようとする事業の種類を特に限定するものではないが、前段にいう「緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業」と同等の緊急性と必要性が認められる場合でなければならぬ」としている。（津地裁平成9年7月17日判決 名古屋高裁平成11年1月28日判決）

横浜市と同様平成21年度に「開港150周年」を祝った函館市との比較及び横浜市自身が昭和33年に実施した「開港百年祭行事」との比較において、開国博Y150が民間事業者任せで行われた、市民不在の公益性に乏しい事業であり、その費用は「必要やむを得ない理由により生じた経費」とは到底言えない。

財政調整基金は非常時のための蓄えとも言うべきものであり、上記のような巨額をお祭りのために費消することは、客観的に見て「必要やむを得ない経費」と評価される余地は全くない。

### 第3 関係職員の陳述

#### 1 関係職員の陳述の聴取

平成22年2月19日に開港150周年・創造都市事業本部及び行政運営調整局職員から陳述を聴取しました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会いました。

#### 2 関係職員の陳述の要旨

##### (1) プロポーザルによる契約について

協会がプロポーザルにより選定した博報堂JVと結んだベイサイドエリアの契約金額は61億9,000万円であり、また、同じくアサツーディ・ケイと結んだ契約金額は18億3,000万円である。

一方、協会がプロポーザルで示したときの想定事業費は、ベイサイドエリアが50～70億円であり、ヒルサイドエリアが25億円程度である。

いずれも、協会が結んだ契約金額は、プロポーザルで示した想定事業費の範囲内となっている。

開国博Y150の総事業費は157億円で、ベイサイドエリアの62億円とヒルサイドエリア19億円を含むテーマイベント費が120億円、このほか、広報宣伝費22億円や協会事務費15億円が含まれており、ベイサイドエリアとヒルサイドエリアの事業費が膨らんだものではない。

請求人は、業務委託契約だけで136億円余に膨れ上がったと主張するが、136億円は、請求人が提出した資料の合計金額と思われるが、この資料は、総事業費157億円の中から抜粋したもので、表中「記念テーマイベント ベイサイドエリア実施設計策定業務」の61億9,000万円と「記念テーマイベント ヒルサイドエリア実施設計策定業務」の18億3,000万円は前述の契約金額と同額である。

さらに、協会への補助金については、横浜開港150周年を迎えるに当たり、民間と協働しながら、記念すべき年に向けた気運を高め、市域全体で祝賀するとともに、開港150周年を契機として活気あふれるまち横浜を創出していくため、記念事業の民間推進団体である協会に対し、各種事業の実施経費を補助するもので、毎年度市会において議決をいただいた予算の範囲内で「補助金規則」及び「財団法人横浜開港150周年協会補助金交付要綱」に基づき交付を決定している。

## (2) 財政調整基金の取崩しについて

### ア 財政調整基金について

財政調整基金は、地方財政法第4条の3に規定された積立金であり、昭和54年3月31日に制定した財政調整基金条例に基づく基金で、第1条では、設置目的として、横浜市の財政の健全な運営に資するため設置することとされており、第6条の処分では、第1号から第6号までの場合に取崩しできることとなっている。

財政調整基金の取崩しにかかるプロセスは、翌年度予算の編成を行う中で、財政調整基金の活用について検討し、12月から1月にかけて通常行われている予算の市長審査での議論を経て、市として予算案を策定するものである。

予算案は例年1月末から2月初めに発表し、市会での審議を経て、3月下旬までに議決され、この議決をもって財政調整基金の取崩しを予算上確定する。

実際の取崩しは、当該年度の年度末に執行決裁をした上で、出納整理期間の5月31日までに支出している。

### イ 財政調整基金の取崩しについて

記念事業を本格的に開始した平成19年度予算の編成過程で、平成22年度までの本市財政は非常に厳しいと見込まれており、同条例第6条第1号にある「財源が著しく不足する場合」に該当する状況であった。

また、記念事業は臨時的、時限的で、本市にとって極めて重要な事業であったため、第6条第3号の「その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき」に該当すると判断した。これらの状況を総合的に考慮し、同基金を活用することとした。記念事業に財政調整基金を活用するという点については、毎年度、予算案を発表する中で広く公表するとともに、最終的には、市会で議決された各年度の予算に沿って、財政調整基金を一般会計歳入に繰り入れたものである。

請求人は、「財政調整基金は非常時のための蓄えとも言うべきもの」と主張しているが、財政調整基金は、地方財政法第4条の3に規定される積立金に相当するものであり、災害等による不測の経費支出に備えることだけを目的とするものではなく、年度間の財源の不均衡を調整することを目的として積み立てるものとして理解している。従って、横浜市中期計画策定時には既に厳しい財政状況が見込まれていたなか、記念事業の財源に財政調整基金を充当することによって、他の施

策、事業の財源不足を回避したことは、基金の目的に沿ったものであると考える。

記念事業は、開港150周年という歴史的な節目を契機として、横浜の更なる発展につながるきわめて重要な事業であり、第6条第3号の「その他必要やむを得ない理由により生じた経費」に該当すると判断し、市議会の議決を経て予算計上されたものである。

#### 第4 監査対象事項の決定

請求書及び同請求書に添付された事実証明書並びに提出された証拠及び請求人の陳述を検討し、監査対象事項を次のとおり決定しました。

- 1 平成21年度に、横浜市から協会に対して交付決定された補助金3,267,318,000円（以下「本件補助金」という。）は、協会の違法行為を助長するものであって、公益性及び公正性を欠き違法なものであるか否か。

なお、請求人は意見陳述において、ベイサイドエリアの企画内容の貧弱化による有料入場者数の減や補助金規則に反する行為がある旨の主張等もしていますが、これらの主張は、企画内容の評価及び補助金の交付手続等に関する意見を述べているものであって、補助金交付の公益性及び公正性の判断とは別であるところから、対象とはしませんでした。

また、請求人は、記念事業と「函館市開港150周年事業」（平成21年8月開催）及び横浜市が昭和33年に実施した「開港百年祭行事」とを比較し、財政調整基金の取崩しが違法である旨主張していますが、このように地理的条件や開催期間が大きく異なる事業を比較のうえ、そのことをもって違法であることの論拠とするのは均衡を失しており適当ではないと判断しました。

- 2 記念事業の財源として平成20年度に財政調整基金を取り崩したこと及び平成21年度において取り崩す予定であることが、財政調整基金条例に違反し、違法な財産の処分に当たるか否か。

第5 事実関係の確認

監査対象事項に関し、次の事実関係を認めました。

1 記念事業の目的、趣旨、経緯について

(1) 記念事業の主な経緯

時 期	内 容	主 体
平成17年6月2日	「横浜開港150周年～市政120周年～基本ビジョン」公表	横浜市
平成18年6月2日	「横浜開港150周年～市政120周年～基本計画」公表	横浜市
平成18年12月25日	「横浜市中期計画」公表	横浜市
平成19年2月27日	「財団法人横浜開港150周年協会」設立	横浜市ほか
平成19年4月2日	財団法人横浜開港150周年協会補助金交付決定 交付金額：806,515,000円	横浜市
平成19年5月22日	「横浜開港150周年記念事業コアイベント実施計画」公表	横浜市
平成19年6月1日 ～ 平成19年6月22日	「横浜開港150周年記念事業コアイベント（ベイサイドステージ（テーマステージ、ベイサイドエリア、特別エリア）・ヒルサイドステージ）実施業務に関する公募型プロポーザル」提案募集	協会
平成19年10月1日	「横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y+150」ベイサイドエリア実施設計策定業務委託」契約締結 契約期間：平成19年10月1日～平成20年3月31日 契約金額：77,604,450円	協会
	「横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y+150」ヒルサイドエリア実施設計策定業務委託」契約締結 契約期間：平成19年10月1日～平成20年3月31日 契約金額：177,870,000円	受託者
平成20年4月1日	財団法人横浜開港150周年協会補助金交付決定 交付決定額：4,162,167,000円 (平成21年6月25日確定額4,122,167,000円)	横浜市
	「横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」ベイサイドエリア実施業務委託」契約締結 契約期間：平成20年4月1日～平成21年3月31日 契約金額：2,834,000,000円 (平成21年3月17日変更契約後2,706,900,000円)	協会
	「横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」ヒルサイドエリア制作業務委託」契約締結 契約期間：平成20年4月1日～平成21年3月31日 契約金額：1,045,250,000円 (平成21年3月23日変更契約後838,732,000円)	受託者
平成20年5月30日	財政調整基金取崩し(平成19年度一般会計歳入へ繰入) 取崩し額： 1,058,512,630円(開港150周年記念事業充当分)	横浜市
平成21年4月1日	財団法人横浜開港150周年協会補助金交付決定 交付決定額：3,267,318,000円	横浜市

時 期	内 容	主 体
	「横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」ベイサイドエリア実施業務委託」契約締結 契約期間：平成21年4月1日～平成22年3月31日 契約金額：3,402,400,000(概算契約 未確定)	協 会 受託者
	「横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」ヒルサイドエリア実施業務委託」契約締結 契約期間：平成21年4月1日～平成22年3月31日 契約金額：814,256,000円(概算契約 未確定)	
平成21年5月29日	財政調整基金取崩し(平成20年度一般会計歳入へ繰入) 取崩し額： 4,523,661,442円(開港150周年記念事業充当分)	横浜市

※ 網掛けは、監査対象事項。

※ 今後、平成21年度分の財政調整基金処分が予定されている。

## (2) 財団法人横浜開港150周年協会の設立

横浜開港150周年記念イベントを実施する主体については、横浜市と横浜商工会議所が協議し、平成15年11月20日に横浜商工会議所内に「近代日本開国・横浜開港150周年記念事業推進協議会」が設立され、その後、平成18年4月28日にこの組織を再編・強化した「横浜開港150周年推進協議会」が設立されました。

さらに、この組織を母体として、官民一体となって記念事業を成功させるため、平成19年2月27日に、横浜市、地元経済界及び神奈川県の出えんを得て、公益法人として「財団法人横浜開港150周年協会」が設立され、現在に至っています。

## (3) 横浜市の取組

### ア 横浜開港150周年～市政120周年～基本ビジョン

平成17年6月2日に公表された基本ビジョンによれば、その基本理念は、「横浜開港150周年を契機に、港や先人たちが果たしてきた役割について改めて評価するとともに、これまで培ってきた独創性や進取性といったものを、改めて活かすことにより、次世代の横浜が、夢や希望を持てる、チャンスあふれるまちであるための礎を築くということ、この節目となる記念すべき年を、市民全体で盛大に祝福するとともに、これに共感する多くの市内外の人々にも一緒に祝っていただくこと」とされており、開港150周年を契機として、横浜市は「チャンスあふれるまち横浜」を創造することをめざすこととし、そこでは、開港150周年記念事業のイメージ像を、「記念イベント」、「民の自主企画事業」、「横浜市の関連戦略事業」の3つの枠組みで構成し、「民が主役の開港150周年記念事業」を基本的な考え方として、各事業の具体化に向け取り組むこととしています。

このような観点から横浜市では次の目標を掲げました。

- ① 港と先人の業績への感謝及び賞賛の契機
- ② 市民であることの一体感を醸成する契機
- ③ 次世代の横浜が夢や希望にあふれるまちであるための礎をつくり、再発展を図る契機
- ④ 「横浜らしさ・ならでは」へのこだわりと創造の契機
- ⑤ 集客力を高める絶好の契機

また、前記「記念イベント」のイメージ像として、

- ① 来場者が港や船に楽しめるイベント
- ② 横浜発祥の出来事・モノにまつわるイベント
- ③ 日本初・世界初など国内外からの注目度が高いイベント
- ④ 来場者が自由に参加して楽しむことができるイベント

という4つを示しました。

#### イ 横浜開港150周年～市政120周年～基本計画

平成18年6月2日に公表された基本計画では、開港150周年記念イベントは、開港150周年記念式典とともに、祝祭として「横浜開港“ハッピーバースデー”プロジェクト」を構成する事業として位置づけられ、「ベイサイドステージ」と「ヒルサイドステージ」の2箇所で開催することが示されました。

#### ウ 横浜市中期計画

平成18年12月に公表された「横浜市中期計画」では、開港150周年の記念イベントは、基本施策の重点事業と位置づけられ、同イベントを通じて都市の魅力を国内外に積極的、効果的に発信することにより、観光交流を推進し、集客力を高める必要性が強調されています。さらに、「開港150周年を、横浜の歴史や先人の業績を知る機会にするとともに、『チャンスあふれるまち』の創造に向けて動き出している横浜を発信するため、記念式典並びに『ベイサイドステージ』及び『ヒルサイドステージ』イベントを開催し、記念すべき年を市民とともに祝います。」との記述も見受けられます。

#### エ 横浜開港150周年記念事業コアイベント実施計画

その後、基本計画で示された開港150周年記念イベントを具体化するため、事業名称・会期・会場等の実施概要や集客目標を示した「横浜開港150周年記念事

業コアイベント実施計画」が策定され、平成19年5月22日に公表されました。

## 2 記念事業の効果について

横浜市の観光入込客数が増加する等の誘客効果（平成21年1月～9月の観光施設利用者が前年比7.3%増加（横浜市経済観光局「観光入込客数調査」による。）、市内への経済波及効果（株式会社 浜銀総合研究所推計で、約622億円）等が認められます。

## 3 開国博Y150事業費の推移について

開国博Y150事業費の項目について、以下のような推移が認められました。

[単位：百万円]

時 点	平成18年12月25日	平成19年6月1日	平成19年12月4日	平成21年4月
	横浜市中期計画	実施設計 プロポーザル募集	都市経営執行会議	計画事業収支
テーマイベント費	9,500	—	12,000	12,046
コアイベント	9,500	75～95億程度	8,688	8,398
	7,000	50～70億程度	6,325	6,474
	2,500	25億程度	2,363	1,924
交通対策等	—	—	3,312	3,648
広報宣伝	—	—	2,500	2,199
協会運営	—	—	—	1,511
合 計	—	—	14,500	15,756
※網掛部分 公表額	横浜市中期計画に記載された「横浜開港150周年記念式典及び記念コアイベント」事業費概算見込額 テーマイベント費95億円のほかに記念式典経費として約5億円	協会が作成した「公募型プロポーザル募集要項」に総事業費として記載された額（ベイサイドステージ及びヒルサイドステージ）	都市経営執行会議で示された事業費案 交通対策費等には、プロデューサー委託費、情報センター経費等を含む ほかに記念式典経費として約5億円	協会が平成21年4月に計画した事業収支

平成20年1月20日公表「平成20年度予算案資料」記載「記念事業総事業費」	
・記念式典及びテーマイベント	約125億円
・広報費	約25億円
・財団経費及び関連イベント	約24億円
合 計	約174億円

(1) 平成18年12月25日公表の横浜市中期計画では、事業計画の主体が未定であったため、運営費等は計上せず、また、広報宣伝費についても同様の理由から計上されませんでした。なお、中期計画には見込額100億円と記載されていますが、同日開催の横浜市開港150周年事業推進特別委員会において、ベイサイド及びヒルサイドの内訳が説明されています。また、「広報費等の費用見込みについて、現時点では、

正確な金額を言うことは難しいが、10数億円ぐらいかかる」旨の当局答弁がありました。

なお、平成18年8月31日の都市経営執行会議では、その時点で実施計画はまだ策定されていなかったため、シミュレーションとして、コアイベント費に115億円、広報宣伝費に25億円等、仮の金額が示され、交通対策等の費用及び財団（協会）運営費を除いた市費負担が63億円と想定されていました。

- (2) 平成19年6月1日に行われたプロポーザル募集について、同募集要項では、コアイベントの部分の契約であったため、その部分の事業費、主催者負担金として想定した仮の金額が記されましたが、事業費は上記中期計画に基づくもので、主催者負担金は、平成18年12月25日の同委員会において、「ベイサイドは事業費の3分の1程度、ヒルサイドは半分程度」との当局の答弁に沿った金額で想定されたものとなっています。
- (3) 平成19年12月4日の都市経営執行会議（出席者副市長及び関係局長ら）において、事業規模が確定し、広報宣伝費、交通対策費等総事業費を約150億円（市の負担約78億円）とすることが決定され、その旨公表されました。その中では、ベイサイド事業費が63億2,500万円、ヒルサイド事業費が23億6,300万円とされており、プロポーザル募集要項における想定事業費の範囲内でした。
- (4) その後、この総事業費決定に基づいて、財団（協会）経費及び関連イベント約24億円を加えて、約174億円（市の負担約100億円）が予算案の資料として公表され、補助金の交付に至っています。

なお、上記総事業費決定後の市会では、公表された金額に沿って総事業費が174億円である旨の答弁がされた上で、各関連予算が可決されています。

#### 4 プロポーザル契約について

横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「市要綱」という。）によれば、「プロポーザル方式とは、委託の受託候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、当該委託に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、－（中略）－ 当該委託の履行に最も適した受託候補者を特定する方式をいう。」とされています。

協会では、市要綱に準じた実施取扱要綱等を策定して、平成19年6月1日から公募型プロポーザル方式により事業者の選考を実施しました。

なお、プロポーザル方式により事業者選考を実施する際の「提案書作成要領」においても、「プロポーザルは受託者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、協会と協議を重ねながら実施設計策定を行いますので、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。」と明記していました。

## 5 業務委託契約等について

(1) 平成19年度から平成21年度までの、横浜開港150周年記念事業コアイベントに関する業務委託契約等については、次のとおりです。

### ア 平成19年度

平成19年6月1日 事業者選定プロポーザル募集

平成19年7月13日 事業者選定

平成19年10月1日 「実施設計策定業務委託」締結

(内容) 協会と受託事業者が協議してエリア全体の実施設計作業を進め、平成20年3月末に実施設計書を策定

### イ 平成20年度

平成20年4月1日 実施業務委託

(内容) 平成19年度に策定した実施計画に基づいて、会場施設の設計・施工・イベント・展示の制作

### ウ 平成21年度

平成21年4月1日 実施業務委託

(内容) 運営計画の立案・会場の運営実施

エ なお、平成19年4月から、小川巧記氏を総合プロデューサーとして、イベント全体の監修に当たらせました。

## (2) 業務委託費用の推移

横浜開港150周年記念事業コアイベントに要する費用（業務委託契約）について、プロポーザル方式による事業者の選考時点から同イベント実施までの間に、以下のような推移が認められました。

(単位：千円)

会場	プロポーザル募集時	プロポーザル提案時	委託契約額合計	年度別委託契約額		
				平成19年度	平成20年度	平成21年度
ベイサイド	5,000,000 ~ 7,000,000	6,600,000	6,186,904	77,604	2,706,900	3,402,400
ヒルサイド	2,500,000	2,500,000	1,830,858	177,870	838,732	814,256

※株式会社博報堂JV、アサツーディ・ケイとの契約金額

## 6 財政調整基金について

横浜市では、財政の健全な運営に資するため、財政調整基金条例に基づき、財政調整基金を設置しています。

なお、財政調整基金は、地方財政法第4条の3に規定される積立金に相当するものであり、その取崩しができるのは、同法第4条の4の規定と同じく、同条例第6条に規定された場合に限られています。

### (1) 条例抜粋（取崩しに関する部分）

(処分)

第6条 基金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。
- (5) 市債の償還額が、他の年度に比して著しく多額となる年度において、その償還財源に充てるとき。
- (6) 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。

### (2) 財政調整基金の取崩し事例

昭和59年度、平成元年度、3～6、8～10年度に、財政調整基金を取り崩しています。また、平成19、20、21年度（21年度は見込）において、記念事業等の財源として財政調整基金を取り崩していることが認められます。

## 7 横浜市の財政状況について

### (1) 中期財政計画策定時について

「横浜市中期計画」では、計画期間である平成18年度から22年度までの財政見通しが明らかにされています。

それによると、計画策定時における税財政制度を前提として、平成18年度当初予

算をベースに、義務的な性格が強い人件費・扶助費・公債費・義務的な繰出金については個別に推計し、その他の経費（任意的な繰出金・行政運営費・施設等整備費）については平成18年度当初予算額と同額と仮定した場合、5か年の累計で780億円の収支不足が見込まれていました。

さらに、計画に掲げた重点事業の実施に必要な追加財源として830億円を見込んでいたことから、それを加えると5か年の累計で1,610億円の財源確保が必要になると見込まれており、大変厳しい財政状況であったことが認められます。

## (2) 平成20年度について

当初予算の時点で、市税収入が対前年度当初比で微増(0.6%)の7,324億円にとどまり、中期計画で見込んでいた税収より100億円以上少ない厳しい歳入状況でした。

また、年度後半の景気悪化に伴い、実際の市税収入見込額が当初見込みの7,354億円(予算計上額は7,324億円)から7,289億円へと大幅に落ち込んだため、2月の補正予算では、財源不足を補うための「減収補てん債」を発行(約93億円)したほか、最終的な財源不足を補うために財政調整基金を更に27億円取り崩して一般会計に繰り入れるなど、大変厳しい財政状況であったことが認められます。

## (3) 平成21年度について

当初予算では、市民税が5年ぶりに前年度より減収になることが見込まれるなど、財源不足が明らかであったため、一般会計の市債発行額を増額(対前年度3.1%増)しました。

また、財政調整基金については、記念事業(約43億円)以外にも、経済対策の財源(約22億円)とするため、合計で約65億円を取り崩して一般会計に繰り入れ、財源不足を補っており、引き続き大変厳しい財政状況であったことが認められます。

## 8 市会の対応

市会では、「開港150周年事業推進特別委員会」を設置(平成17年6月28日第1回開催)し、記念事業についての計画、取組経過、進ちょく状況等について審議しています。

また、記念事業の財源として財政調整基金を取り崩すことについても、平成19年2月26日の予算第一特別委員会をはじめとして、その後の市会における審議を経て、可決されていることが認められます。なお、予算案については、毎年度公表されていま

す。

## 9 児童・生徒の参加について

協会では、開国博Y150のプロデューサーも交え、教育委員会と協力しながら、周辺施設の見学・学習と「開国博Y150」を組み合わせた約40のコースからなる「教育プログラム」を作成し、全市立学校に配布しています。

教育委員会では、開港150周年を、児童・生徒が横浜についての理解を深めるまたとない機会ととらえ、平成20年11月13日に、小学校3年から高校までの児童・生徒全員に「教育プログラム」への参加を呼びかけ、その結果約20万5,000人の児童・生徒が参加しています。

「教育プログラム」では、より効果的な学習の機会とするために、「開国博Y150」に加えて、体験乗船や博物館等の見学をセットにしたコースを組んでおり、各学校の希望を聞きながら進めていました。

なお、この「教育プログラム」には、校外学習として、横浜市立学校だけでなく、市内の私立学校のほか、相模原市や東京都町田市及び八王子市の市立学校も参加しました。

## 第6 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断しました。

1 本件補助金は、協会の違法行為を助長するものであって公益性及び公正性を欠き違法であるか否か。

(1) 請求人は、協会への補助金の交付が違法である理由として各事業規模（総事業費及び主催者負担金）が大幅に異なるにもかかわらず、プロポーザル募集要項で決められている前提条件を無視して、コンペの前提条件を大幅に変更する業務委託契約は違法であり、従って、その費用に充当するための補助金の交付も、「公益上の必要性」（地方自治法第232条の2）という支出要件を欠き、違法であると主張しています。

この点について、認定した事実によれば、協会では、プロポーザル方式は当該業務に係る「受託候補者」を選定するものであることを前提に、「提案書作成要領」に、「プロポーザルは受託者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、～（略）～ 必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません

ん。」と明記しており、請求人の主張の前提になっている当該業務の「設計案」を選定するコンペ方式とは異なるものであることが認められます。一般的にも、プロポーザル方式とは、対象とする業務に係る「受託候補者」を選定するための方式であるとされており、協会の同作成要領も同様の趣旨で作成されたものです。

とはいえ、プロポーザル方式がそのようなものであるとしても、その募集要領で想定している事業規模、事業の趣旨から大きく逸脱する場合はその適法性が問題となることが考えられるのでこの点について検討します。

「総事業費」の金額が、プロポーザル方式による募集時に示された予定額である75～95億円程度という金額が、その後157億円に膨れ上がったとの請求人の主張については、認定した事実によれば、157億円の中には、中期計画で示された100億円では計上していなかった広報事業費や財団（協会）運営経費、交通対策経費等が含まれていることが認められ、プロポーザル方式による選考時に示された前提条件である総事業費を変更したものではなく、従って、事業費そのものについて大きな変更はありませんでした。

また、「総事業費」が膨れ上がった事実は認められないことから、その結果、請求人の主張するような主催者負担金が30億円から82億円に膨れ上がったという事実も認められません。

さらに、プロポーザル方式による選考時の内容と、その後の実施設計・実施業務の内容とでは一部に変更箇所があるものの、実施設計・実施業務の総事業費（ベイサイド62億円、ヒルサイド19億円）は、プロポーザル方式による選考時の総事業費（ベイサイド50～70億円程度、ヒルサイド25億円程度）の金額を下回っており、請求人の主張する、全く異なる事業規模を前提とした、当初の条件を大幅に変更する業務委託契約であったとは認められません。

さらに、企画内容については協会と協会が委託した総合プロデューサーが受託事業者と協議して、エリア全体の実施設計作業を進めているもので、プロポーザル方式による選考時の趣旨を大きく逸脱しているものとは認められません。

- (2) ところで、認定した事実によれば、平成18年8月31日の都市経営執行会議では、その時点で実施計画はまだ策定されていなかったため、シミュレーションとして、コアイベント費に115億円、広報宣伝費に25億円等、仮の金額が示され、交通対策等の費用及び財団（協会）運営費を除いた市費負担が63億円と想定されていました。

また、平成18年12月25日の開港150周年事業推進特別委員会の答弁をみると、コアイベントの事業費以外に広報宣伝費等の費用がかかることは、市の関係者は十分認識していたと思われます。

しかし、このように市内部で意思決定していたコアイベント以外の想定費用について、市会での質問では答弁しているものの、その後に策定された横浜市中期計画及び実施設計プロポーザル募集要項では公表されておらず、コアイベントの事業費約100億円があたかも総事業費であるかのように誤解を与えるものであった感は否めず、また、市と市民にとって重要な事業であっただけに誤解されることがないように十分説明する必要があったと思われます。

しかしながら、平成19年12月4日の都市経営執行会議で事業規模等が決定したことを受けて、平成20年1月29日には、予算案の資料で、総事業費が約174億円であることを公表し、かつ市会においてそれらの点を審議の上、予算が議決されていることを考慮すると、前市長に裁量権の逸脱または濫用があったとは認められません。

- 2 記念事業の財源として平成20年度に財政調整基金を取り崩したこと及び平成21年度において取り崩し予定であることが、財政調整基金条例に違反し、違法な財産の処分に当たるか否か。

請求人は、記念事業の財源としての財政調整基金の取崩しは、条例第6条第3号後段に定める「その他必要やむを得ない理由」に当たらない旨主張していますが、条例と同趣旨の取崩理由を定めた地方財政法についての判例（平成16年9月29日名古屋高裁判決）によれば、「地方財政法第4条の4は、地方財政の運営の健全性を確保し、もって地方自治の発達に資することを目的とする同法の趣旨に基づき、長期的な視野に立った経費の財源とすべく設定される積立金（同法第4条の3）について、処分し得る場合を制限的に列挙したものである。このような本条の趣旨からすれば、「その他必要やむを得ない理由により生じた経費」とは、支出をしようとする事業の種類等を特に限定するものではないが、前段にいう「緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費」と同等の緊急性と必要性が認められる場合でなければならないと解される。もっとも、その必要性等の判断は、①その支出の趣旨、目的、②当該地方公共団体の置かれた地理的、社会的、経済的事情や特性、③議会の対応、④当該地方公共団体の財政の規模及び状況、⑤現実に直面している行政課題等の関連を総合的に考慮すべきものであり、第一次的には、地域住民の民意に根拠を有

する地方公共団体のそれぞれの機関の裁量に委ねられているものであって、その判断が著しく不合理で、裁量権を逸脱し、又は濫用していると認められる場合にのみ、当該基金を取り崩した公金の支出が違法となるというべきである。」とされています。

横浜市の財政状況は、「横浜市中期計画」に掲載されているとおり、記念事業が本格的に始まった平成19年度の予算編成過程において非常に厳しいと見込まれていました。また、平成20年度及び平成21年度の財政状況についても、認定した事実によれば、かなり厳しい状況にあったことから、条例第6条第1号にある「財源が著しく不足する場合」に該当する状況であったことが認められ、それ以前に財政調整基金を取り崩した事例と比べて、均衡を失するものではないことが認められます。

さらに、認定した事実によれば、①記念事業は平成21年度までの臨時的、時限的な事業であり、開港150周年という歴史的な節目を契機として、横浜の更なる飛躍、未来づくりにつながるきわめて重要な事業であること、②平成15年度から市と商工会議所が協議して取り組んできた事業であり、観光交流を推進し、集客力を高める等市民にとっても大きな効果をもたらすものであること、③記念事業に財政調整基金を活用することについて、毎年度、予算案を発表する中で公表され、その取崩しの是非についての審議を踏まえた上で、予算が議決されていること等の事情が認められます。

以上の事情を考慮すれば、記念事業の財源として財政調整基金を取り崩したことが、条例第6条第1号にある「財源が著しく不足する場合」に該当する状況であり、また、条例第6条第3号後段に定める「その他必要やむを得ない理由」に該当するとした横浜市の判断が、「著しく不合理であり、裁量権を逸脱し、又は濫用したもの」であるとはいえないものと判断しました。

### 3 結論

以上のとおり、本件補助金の交付が、違法な公金の支出に当たるとは認められませんでした。

また、記念事業の財源として平成20年度に財政調整基金を取り崩したこと及び平成21年度において取り崩し予定であることも、違法な財産の処分には当たるとは認められませんでした。

よって請求人の主張には理由がないものと判断しました。

## 参 考（住民監査請求書）

### 第1 請求の要旨

請求人らは、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、横浜市監査委員が横浜市長に対し、以下の事項を勧告することを求める。その理由は、下記に述べるとおりである。

（請求する勧告の内容）

- （1）横浜市長は、平成21年度において、開港150周年記念事業に充当するために財政調整基金を取崩してはならない。
- （2）横浜市長は、前市長中田宏に対して、金7,790,979,442円の損害賠償請求をせよ。

### 記

- 1 2009（平成21）年は、1859（安政6）年の横浜開港から150年目の節目の年に当たるとして、横浜市は06（平成18）6月2日「横浜開港150周年～市政120周年～基本計画」を策定し、その記念事業の一環として、「開港150周年イベント」および「開港150周年記念式典」の開催を予定した。

記念イベント（のちに「開国博Y150」と呼称される）の実施主体として、07（平成19）年2月27日に、財団法人横浜開港150周年協会（以下「協会」という）が設立された。

- 2 07～09年度の3年間における協会の総事業支出は約156億円にのぼる。このうち約82億円は横浜市からの補助金によって賄われた。（甲1、5）

（内訳）

年度	協会総事業費（千円）	市からの補助金（千円）	補助金交付決定日
07	834,189	806,515	07.4.2
08	5,841,404	4,122,167	08.4.1
09	（予算）8,947,781	3,267,318	09.4.1
計	15,623,374	8,196,000	

- 3 記念事業としては、協会が実施する開国博のほかに、記念式典など市自身が実施する事業があり、このために支出された費用が、3年間で合計約16億円に達する。その年度別内訳（予算ベース）はつぎのとおりである。（甲1）

（内訳）

年度	市実施分事業費（千円）
07	238,405
08	307,700
09	1,038,682

年度	市実施分事業費 (千円)
計	1,584,787

- 4 前2項の各公金支出の原資は、07年度、08年度とも横浜市財政調整基金を取崩すことによって調達された。09年度についても同様の方法で調達される予定である。各年度の取崩額の内訳は以下のとおりである。(甲2、3、4)

(内訳)

年度	取崩日	取崩額
07	08.5.31	1,058,512,630
08	09.5.31	4,523,661,442
09	10.5.31 (予定)	4,306,000,000
計		9,888,174,072

なお、財政調整基金の取崩は、広義の150周年事業に含まれる象の鼻地区再整備事業の費用に充当するためにもなされている(07年度・08年度計955,705,241円)が、この金額は上記の取崩額には含まれていない。

- 5 「開国博Y150」は、ベイサイドエリア(09.4.28~9.27)およびヒルサイドエリア(09.7.4~9.27)の2会場を中心として開催され、この有料2会場の入場者数は、

ベイサイド	1,113,403人
ヒルサイド	125,922人
合計	1,239,325人

と発表されている(無料会場を含めた入場者数の「累計」は7,166,300人とも発表されているが、その算出根拠は不明である)。(甲7)

123万人という有料入場者数は、予定した「500万人」のわずか4分の1である。しかもこの中には、教育委員会が市立小・中・高校の児童生徒・教職員を総動員したことにより確保された216,167人が含まれている。

- 6 横浜市と同様09年度に「開港150周年」を祝った函館市の記念事業会場(「DREAM BOX150」)への入場者数が、わずか9日間の開催期間中133,500人あったこと(ちなみに函館市の人口は約30万人)に比べると、12倍の人口を擁し17倍の長さの会期と156億円の費用をかけた「Y150」が、いかに不人気だったかよくわかる(函館市の記念事業の総経費は、1億3,096万円。このうち同市の負担金は4,000万円であった)。(甲8)

横浜市自身が1958(昭和33)年に実施した「開港百年祭行事」は、「市史Ⅱ」

によれば、同年5月10日～6月3日の期間（32日間）のうちに、「記念式典」、  
「国際仮装行列」、「三溪園竣工式」などが行なわれ、5月10日平和球場で開催され  
た記念式典の参加者は4万人、翌日の仮装行列の見物人は70万人であり、その費用は  
2,400万円（うち市の負担分1,200万円）であったと記載されている。この50  
年間の物価の上昇率を10倍と仮定しても、横浜市の100年祭は今日の水準の1億2,  
000万円程度の負担で賄われたのであった。（甲12）

7 結局「開国博Y150」は、「民が主役の開港150周年記念事業」というふれこみ  
の下に、協会から（株）博報堂などの民間イベント業者に丸投げされ（甲8）、協会は  
貧弱な内容のパフォーマンスに対し法外な料金を支払ったのであった。

（株）博報堂など中心となるイベント企業は、企画コンペ（プロポーザル）を経て選  
定されたものであるが、コンペに際して基本条件として設定された「総事業費」および  
「主催者負担金」と実際の業務委託契約におけるそれとは大幅に異なっていた。

基本条件は、ベイサイドエリアについて総事業費50～70億円程度、主催者負担金  
20億円程度と予定され、ヒルサイドエリアについて総事業費25億円程度、主催者負  
担金10億円程度と予定されていたにもかかわらず、実際には総事業費ベースで前述の  
とおり157億円、業務委託契約だけで136億円余にふくれあがった。

このようにコンペの前提条件を大幅に変更する業務委託契約は違法であり、その費用  
に充当するための補助金の交付も、「公益上の必要性」（地方自治法第232条の2）  
という支出要件を欠き、違法である。

8 また、第2項の協会への補助金および第3項の式典等費用の財源とするために、財政  
調整基金を取崩すことも、それ自体違法である。

同基金は「横浜市の財政の健全な運営に資するため」に設けられた（同基金条例第1  
条）ものであって、これを処分する（取崩す）ための要件は、同条例第6条において厳  
格に規定されている（甲6）。すなわち、

- ① 経済事情の変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を  
埋めるための財源に充てるとき
- ② 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に  
充てるとき
- ③ 緊急に実施することが必要になった大規模な土木その他の建設事業の経費その  
他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき

- ④ 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき
- ⑤ 市債の償還額が、他の年度に比して多額となる年度において、その償還財源に乏しいとき
- ⑥ 償還期限を繰り上げて行う市債の財源に充てるとき」

のいずれかに該当する場合でないのに、基金の取崩しをすることは違法となる。

150周年記念イベントのための支出は、上記条項のいずれにも該当しない。

ちなみに横浜市は地方債残高が普通会計分だけで2兆4,332億円もあるのに対し、その返済に充当することが可能な基金を、そのわずか3%（769億円）程度しか有していない（08、3、31現在）。

これは全国の政令市の中でも最低のレベルである。（甲13）

財政調整基金は非常時のための蓄えとも言うべきものであり、上記のような巨額をお祭りのために費消することは、横浜市自身の100周年の先例や、函館市の150周年と対比しても明らかなおと、客観的に見て「必要やむを得ない経費」と評価される余地は全くない。

9 従って、前市長中田宏氏は、第2項で指摘した07～09各年度の補助金交付決定、および第4項で指摘した07年度分と08年度分の基金の違法な取崩しについて横浜市に対する損害賠償責任を負う。このうち07、08両年度の補助金交付決定と07年度分の基金取崩しについては、各財務会計行為の日から1年以上が経過したため、住民監査請求の対象から除外せざるを得ないが、現市長は

- (1) 中田前市長に対し、09年度分補助金3,267,318,000円と08年分取崩額4,523,661,442円（合計7,790,979,442円）に相当する市の損害を補填させ、その回収額を基金に積み立てるべきである。

また、

- (2) 本年5月31日（出納閉鎖日）に予定されている09年度分の基金取崩しはこれを行うべきではない。

10 以上の次第により、市監査委員が冒頭に記載したとおりの勧告を現市長に対しなされることを求めて、この申立てに及んだ。

以上

## 第2 事実証明書

- 1-1~3 事業計画書（開港150周年記念事業 平成19~21年度分）
- 2-1~4 平成19~21年度予算 市長審査資料抜粋（付 開示決定通知書）
- 3-1~3 平成19~21年度予算案説明資料抜粋
- 4-1~5 平成19、20各年度 財政調整基金取崩しに関する決裁文書  
(付 開示決定通知書)
- 5-1~4 財団法人横浜開港150周年協会 補助金申請一覧表（平成19~21年度）および補助金交付決定
- 6 横浜市財政調整基金条例
- 7 有料入場者数一覧表
- 8 「開国博Y150」主な委託契約一覧
- 9 アンケート結果（ヨコハマeアンケート）
- 10 アンケート結果（「何だったの？開国博Y150」市民の会）
- 11 函館開港150周年記念事業実行委員会HP抜粋
- 12 横浜市史Ⅱ（第3巻上）抜粋
- 13 政令市の地方債償還用基金の積立状況一覧表  
(平成21年2月19日追加提出分)
- 14 横浜市補助金の交付に関する規則
- 15 みなとみらい21事業損害賠償請求事件判例（判例地方自治257号）
- 16 横浜開港150周年記念コアイベント  
実施業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項
- 17 横浜開港150周年記念コアイベント  
ベイサイドステージ実施業務委託受託者特定に係る実施要領
- 18 同 ヒルサイドステージ実施業務委託受託者特定に係る実施要領
- 19 横浜開港150周年記念コアイベント公募型プロポーザル実施結果
- 20 横浜開港150周年記念テーマイベント  
ベイサイドエリア実施設計策定業務委託 委託契約書
- 21 同 ヒルサイドエリア実施設計策定業務委託 委託契約書
- 22 中田宏前市長のテレビ発言を伝える新聞記事（平成21年9月29日日経新聞）

- 23 第三セクター出資金支出損害賠償請求住民訴訟控訴事件判例  
(判例地方自治207号)
- 24 函館開港150周年実行委員会資料(同実行委ホームページ)
- 26 ~『請願第8号関連』~「開国博Y150」ベイサイドエリアに関する(財)横浜開港150周年協会と(株)博報堂JVとの契約について(報告)
- 27 開港150周年記念コアイベント実施計画策定業者決定!
- 28 横浜開港150周年記念イベント・ベイサイドステージ 企画コンセプト
- 29 横浜開港150周年記念事業コアイベント《実施計画書》
- 30 横浜開港150周年記念事業コアイベント ベイサイドステージ提案書
- 31 横浜開港150周年記念テーマイベント<概要資料>
- 32 横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」実施設計
- 33 12月4日常任委員会要求資料
- 1 「開国博Y150」会場計画の変遷 2 「開国博Y150」企画内容の変遷
- 34 見込み違いの「Y150」(新聞記事)
- 35 Y150いまだ尾を引く「低迷」協会が旅行会社提訴へ(新聞記事)
- 36 委託契約書
- ・横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y+150」ベイサイドエリア実施設計策定業務委託(契約期間:平成19年10月1日~平成20年3月31日)
  - ・横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」ベイサイドエリア実施業務委託(契約期間:平成20年4月1日~平成21年3月31日)
  - ・横浜開港150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」ベイサイドエリア実施業務委託(契約期間:平成21年4月1日~平成22年3月31日)
- 37 財団法人 横浜開港150周年協会補助金交付申請書
- 陳述用資料
- ・本件監査請求の法的枠組(意見陳述要旨)
  - ・陳述要旨
  - ・函館市開港150周年事業および横浜市開港100周年事業との比較(意見陳述要旨)
  - ・「開国博Y150」の主に企画内容を巡る問題について